



いじめ防止基本方針

笠間市立岩間中学校

笠間市立岩間中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）「笠間市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「笠間市立岩間中学校いじめ防止基本方針（以下「岩間中学校の基本方針」という。）を策定いたしました。今後、この「岩間中学校の基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、いじめの防止等に全力で取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様に御理解と御協力をお願いする次第です。

令和5年4月

笠間市立岩間中学校長 池田 亜紀子

未然防止テーマ

「いじめは絶対許さない!被害者を全校で守る!」

○防止の3ヶ条 ・折り合いをつける ・相談をする ・良き仲介者となる。

いじめとは

○いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係にある他の児童生徒から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策」の基本的な考え方

○教師がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ①いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、人として決して許されない行為である。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、「いじめられる側に問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤いじめは、教職員の児童生徒間や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

○目標

- ①未然防止
- ②早期発見・早期対応
- ③組織的対応

取組のための組織

○学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条）

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等を実効的に行うため、「岩間中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

岩間中学校いじめ防止対策委員会

☆開催日：毎月開催

☆構成：校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭

☆内容：①岩間中学校の基本方針に基づく取組の実施

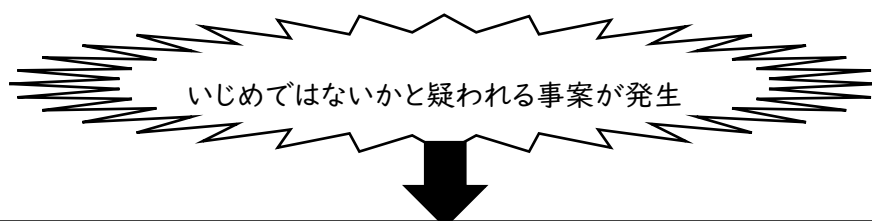
②いじめの未然防止の取組

③いじめの早期発見の取組

④各学年の状況報告

⑤職員研修の企画・立案

⑥生徒向けの研修や情報モラル教育の企画・立案



岩間中学校いじめ防止対策委員会

☆開催日：その都度、速やかに開催、事態収束まで開催する。

☆構成：校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 学級担任
その他（部活動顧問、SC、SSW等）

☆内容：①事実関係の正確な調査・把握・認知（判断）と教育委員会への報告

②被害者・加害者または全体に対して、具体的な指導方針を検討

③保護者と連携を取りながら、いじめの解決への指導と支援

④関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携を取りながらいじめの解決への指導と支援

いじめの未然防止に向けて

1 生徒指導の実践上の視点を生かした教育活動

(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)

- ① 「『分かった』『できた』が実感できる授業づくり」を進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ② 生徒指導の実践上の視点による授業の相互参観の実施
- ③ 教育相談体制の充実

2 道徳教育・人権教育の充実(「ネットいじめ」対策を含む)

- ① 人権意識の高揚、自己有用感を高める道徳授業の実践
- ② 携帯電話、インターネット等の情報モラルの指導と保護者との連携
(家庭でのルールづくりの推進)

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ・違法情報や有害情報が含まれること
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、傷害などの犯罪につながる可能性があること
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 心の居場所となる学級づくり

- ① 学級全員の思いや願いが込められた「学級目標」の設定
- ② 構成的グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニングを活用した人間関係づくり
- ③ QUテストの活用

4 生徒会活動、学校行事、部活動の充実

- ① 生徒の創意工夫を生かした体育祭、ひとつば祭等の開催
- ② 部活動を通して仲間意識を高め合い、いじめに向かわない人格の形成

5 教職員研修の充実

- ① 市及び県主催研修会の伝達研修
- ② カウンセリングアドバイザーを講師とした事例研修会の実施
- ③ スクールロイヤーによる教職員研修

いじめの早期発見・早期対応に向けて

1 相談体制の充実 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

- ・定期的な個別面談の実施
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報交換
- ・生徒指導部員会での情報共有(週1回)
- ・校内オンライン相談窓口の設置

2 小さなサインを見逃さない ～生徒がいるところには、先生がいる～

- ・1人1台端末を利用した学級担任との絆づくり

3 アンケート調査による実態の把握

- ・アンケート調査を月1回実施

4 保護者との連携

- ・各種通信(学年、学級)、HPを通して、保護者の学級、学校への関心を高める。
- ・定期開催のPTA本部役員会、学年懇談会等で情報提供を行う。
- ・保護者と連携した生徒の見守り

5 関係機関との連携

- ・定期開催の学校運営協議会で情報提供を行う。
- ・警察等の関係機関との情報交換を通して、情報共有体制を構築する。

6 相談窓口の周知・紹介

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの紹介
- ・保健室や相談室の利用
- ・電話やメール及びSNSによる複数の相談窓口の周知

7 組織的対応

- ・「いじめ防止対策会議」を開き、校長のリーダーシップの下、組織的に対応する。
 - ア 被害者の保護
 - イ 実態の把握
 - ウ 加害者への対応
 - エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 - オ 重大事態の調査と報告
 - カ 継続的支援